

## 第 4 1 7 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開又は非公開とした決定のうち、第 6の 5(3) ア(オ)にいう開催経過欄を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

### 第 3 本件各審査請求に至る経過

- 1 平成31年 4月16日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

いじめ第三者委認めずに関するもの（4/15報道）

- ・ 報告書
- ・ 会議の資料と記録

- 2 令和元年 6月 6日、実施機関は、本件公開請求に対して、「平成30年度名古屋市いじめ対策検討会議資料（第 1回～第13回）」（以下「本件行政文書①」という。）、「名古屋市立中学校におけるいじめが要因として疑われる事案について」（以下「本件行政文書②」という。）及び「平成30年度 名古屋市いじめ対策検討会議議事録（第 1回～第13回）」（以下「本件行政文書③」という。）を特定し、本件行政文書①については、非公開決定（以下「本件処分①」という。）、本件行政文書②及び③については、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、それぞれその旨を審査請求人に通知した。

- 3 同月26日、審査請求人は、本件処分①及び②（以下「本件各処分」という。）を不服として、名古屋市長に対して、それぞれ審査請求を行った。（以下本件処分①に対するものを「審査請求①」、本件処分②に対するものを「審査請求②」という。）

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件各処分の他に、公開決定を

行っているが、本件各審査請求は、本件各処分を特定して行われたものである。

#### 第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部又は全部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書①、②及び③（以下「本件各行政文書」という。）には、個人のプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

(2) 本件各行政文書には、公開請求の前提となる事案（名古屋市立中学校の生徒（以下「生徒 A」という。）が自死した事案を指す。以下当該事案を「本件事案」という。）に係る名古屋市いじめ対策検討会議（以下「検討会議」という。）における審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、これらの情報は、公にすることにより、今後開催される検討会議や再調査において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当する。

(3) 本件各行政文書には、本件事案に係る検討会議の審議経過、調査結果等が記載されており、これらの情報は、公にすることにより、今後実施される再調査の公正又は適正な遂行に支障を生ずるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

ア 本件各行政文書は、検討会議が生徒 A の自死に至る要因や経緯等といった非常に重い内容について調査するための資料又は調査・検討した会議の記録及び調査結果であり、生徒 A に関する情報をはじめ、学校や生徒 A と何らかの人間関係を有した者に関する情報など様々な情報を含んでいる。これらの情報は、いずれも生徒 A 自身の内面に深く触れる可能性のある極めて高度な個人情報である。

イ 本件行政文書①は、特に配慮を要する情報を含み、資料の具体的内容を示すこと自体、その情報の性質を推測させることとなるおそれもある。加えて、本件行政文書①自体が非公開情報に該当するものでもあることから、一体的に「検討会議資料」として特定したものである。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

ア 本件行政文書①は、本件事案に関し、実施機関が提出した資料や検討会議の委員が作成した資料等により構成されるものであり、これらは、検討会議がいかなる資料を用いてどのような議論を行ったかという調査の手法、経過等を示すものである。

また、本件行政文書②及び③には、本件事案に係る検討会議の委員の意見や事務局の説明、検討会議としての議論内容等が記載されており、検討会議がいかなる議論や調査を通じて結論に至ったのかという調査の内容・経過等を示すものである。

イ 本件各処分当時、本件事案は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「いじめ防止法」という。）第30条第 2 項の規定による名古屋市長（以下「市長」という。）の再調査の実施が想定されており、その後、市長の附属機関である「名古屋市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）に付議され、現在も調査中である。

同じ事案を調査した検討会議の審議等に関する情報を公にすることは、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれが当然に予想される。また、そのような混乱や検討会議の調査に対する一方的な意見表明や批判等を生じさせることにより、今後開催される検討会議や現在実施されている再調査においても委員の率直な意見の交換・意思決定等の中立性を毀損するおそれも予想される。

ウ 審査請求①について、審査請求人は、「具体的にどのような資料なのか全く不明」である等主張するが、本件行政文書①は、上記アのとおり、検討会議がいかなる資料を用いてどのような議論を行ったかという調査の手法、経過等を示し、まさにそれ自体が非公開事由に該当する。

エ 検討会議は、本件事案だけでなく、今後発生する事案についても調査審議を行う機関であり、本件行政文書③を公開するか否かは、本件事案だけでなく、今後発生する事案の調査審議にも大きな影響を与える。さらに、検討会議は、委員間で各々の専門的な識見と知識に基づいて調査審議を尽くして意思決定を行うのであり、その内容は、子どもの人生や命に関わる極めて重大なものである。そのため、委員による議論が外部

からの干渉を受けることなく、率直に行われることが必要不可欠であり、その意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれを極力排除する必要がある。

このように、本件行政文書③を公にすることにより、委員の心理的萎縮を招き、今後の検討会議における率直な意見交換の大きな妨げとなり、今後の事案の審議に重大な支障を及ぼすおそれがあり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

オ なお、検討会議においては、個人情報に含まれる事項について協議すること、また、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、会議を非公開とし、会議録についても非公開とすることを毎回の会議で諮り、決定している。

### (3) 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

ア 本件各行政文書は、検討会議の調査の手法、経過等を示すものである。これらの情報を公にすることは、本件事案に関する再調査を実施している委員に対する圧力や干渉等を生じさせ、再調査の公正又は適正な遂行に支障を生じさせるおそれがある。

イ 審査請求①について、審査請求人は、「具体的にどの部分が該当するか不明である」と主張するが、本件行政文書①はまさにその具体的な内容こそが非公開とすべき内容である。

### (4) 理由付記について

ア 本件処分①における理由の記載は「条例、条項のみ」でない。

本件行政文書①は、その記載内容をつぶさに明らかにすることを忌避すべき理由もあったため、非公開とすべき情報を「個人のプライバシーに関する情報」と表記したことが不十分と評価されるべきではない。加えて、本件事案について、公開可能な情報は公開されている。したがって、本件行政文書①中の「個人のプライバシーに関する情報」の指し示す内容は、「当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得る（H4. 12. 10 最一小判平 4（行ツ）48号）」ものであって、そもそも条例の要求する理由付記としては十分である。

イ また、審査請求人は、判例違反である旨主張している。審査請求人のいう判例は、平成 4 年 12 月 10 日付け最高裁第一小法廷判決（平 4（行ツ）48号）と思われる。同判決は、「単に非開示の根拠規定を示すだけでは（中略）理由付記として十分ではない」、「本件付記理由によっては、い

かなる根拠により同号所定の非開示事由のどれに該当するとして本件非開示決定がされたのかを被上告人において知ることができない」ため、「理由付記の要件を欠くものというほかはない。」と判示するものである。本件処分①は、当該判決の事案とは性質を異にするものであり、審査請求人の主張は失当である。

(5) 審査請求人は、本件各行政文書について、「一字一句が条例に該当するというのではないといえる」と主張しており、確かに、助詞や助動詞等、公開できる字句は存在する。しかしながら、そのことは、当該文書の文意が分からないように公開することであって、根本的に無意味であり、そのような取扱いをしないことが違法・不当とは判断していない。

(6) また、審査請求人は、本件行政文書③について、発言者又は内容のいずれかが公開できる旨述べているが、内容欄は、個人のプライバシーに関する情報が記載されている上、上記(2)イ及びエ並びに(3)アのとおり、非公開事由に該当する。

加えて、検討会議の委員はそれぞれ専門的経歴を有しており、事務局職員もそれぞれの所掌を有しているため、発言者の情報自体が検討会議の議論を推測させる情報になる。

## 第 5 審査請求人の主張

### 1 本件各審査請求の趣旨

本件各処分を取り消すとの裁定（決定）を求める。

### 2 本件各審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件各審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求①について

ア 本件行政文書①は、具体的に誰がいつ作成したものか、どのような内容か一切不明である。いじめに関する資料であることは推測できるが、具体的にどのような資料なのか全く不明である。条例第 7 条第 1 項第 1 号、4 号に該当とあるが、反論等できない。

イ また、同項第 5 号に該当とあるが、具体的にどの部分が該当するのか不明である。あえて極論するが、一字一句が該当するというのではないといえる。そうであるならば、該当しない部分は公開である。

ウ 滋賀県教育委員会の情報公開請求に係る新聞記事（平成29年11月17日

京都新聞)では、「具体的にどんな根拠で非公開とされたか知ることは困難で、極めて不適切」とされており、最高裁判例にも違反した形だったとある。本件も、条例、条項のみを理由とした非公開は判例違反である。

エ 処分庁が公開しない理由について、公開した場合を想定しているが、あくまでも想定であり、具体的な説明を求める。

オ 「通常他人に知られたくないと認められるもの」について、自己の事案に対して全員が知られたくないかという疑問がある。公にしてよいかということを行行政が確認して文書化しているのか不明である。今回の場合、知られたくないのかなどを確認したのか示されていない。そもそも行政が作成した文書に記載した以上公開することが原則である。

カ 実施機関のいう個人とは誰を指しているのか明確にされていない。いじめを受けた人の人権に関わることが全面的に記載されているとしたら、そのことが問題である。漠然とおそれがあるという理由は、説明にならない。

キ 報告書等は、誰もが知りえるものでなければならない。行政の職務行為でもある。

ク 具体的に「高度な個人情報」についての説明がない。

ケ 「特に配慮を要する情報」、「つぶさに明らかにすることを忌避すべき理由」とあるが、だからこそできるだけ不透明な情報であってはならない。安易に非公開にしてはいけない。知ることは問題解決の一步である。

コ 一部公開に対して、「根本的無意味」という弁明をし、一部公開できることを認めながら、公開しなかったことが明らかであり、本件処分①を取り消すべきである。

## (2) 審査請求②について

ア 本件行政文書③について、発言者欄が黒塗りであるならば、内容欄を黒塗りにする理由はない。

内容欄を全面的に黒塗りにする理由が妥当であるとしたら、発言者は公開できる。参加していることが明らかになるだけである。また、内容欄が一般的なことなどであったら、公開することは問題ないと言える。

イ 事務局職員は公務員である。公務員の職務中の発言については、公開されることが原則である。発言内容のどこが公開できないのか、公開するとどのようなことが今まで起きたのか、説明をする義務、責任がある。

ウ 一部公開において、具体的にどの部分がどのように条例に該当するか説明がされていない。あえて極論するが、一字一句が条例に該当するということではないといえる。該当しない部分は公開できる。

エ 「特定の個人を識別することができるもの」であるとする理由を明らかにすることが求められる。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」について、具体的な説明がない。おそれということは、実施機関の推測である。

オ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」について、おそれがあるということは、実施機関の推測である。法に基づいて決定されることについて、どのような場合に中立性が損なわれるのか理解し難い。

カ 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれは、当然予想されるところである。」について、具体的な説明がない。なぜ当然予想されるのかも説明がないので理解できない。混乱を生じるということは、あくまで推測でしかない。

キ 「公正又は適正な遂行に支障を生ずるおそれがある」とあるが、おそれということ以上の説明がない。具体的にどのようなことからおそれがあると判断をしたのか、全く説明がない。

ク 「委員に対する圧力や干渉等を生じさせ再調査の公正又は適正な遂行に支障を生じさせるおそれ」について、圧力、干渉は、不当、違法な行為であり、実施機関等は法的措置をとることになる。支障を生じた場合の対応を実施機関が速やかに取るという体制とすることが先決であって、おそれがあるという推測で「知る権利」を侵してはならない。

ケ 「調査の内容・経過等を示すものである」とあるが、行政の進展具合を公開することは当然である。公開が原則である。

コ 無意味であっても、公開できる部分があるということを認めている。  
少なくとも認めている部分については公開がなされるべきである。

## 第 6 審査会の判断

### 1 争点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書①に記載された情報（以下「本件情報①」という。）、本件行政文書②において実施機関が非公開とした情報（以下「本件情報②」という。）及び本件行政文書③において実施機関が非公開とした情報（以下「本件情報③」という。）が、条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か。（以下「争点①」という。）
- (2) 本件情報①から③が、条例第 7条第 1項第 4号に該当するか否か。（以下「争点②」という。）
- (3) 本件情報①から③のうち実施機関が個人情報であるとして非公開とした情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。（以下「争点③」という。）

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件各審査請求の対象となる行政文書の前提となる事実について

- (1) 平成30年 1月、名古屋市立中学校の生徒 A が自死する事案（本件事案）が発生した。
- (2) 本件事案は、いじめ防止法第28条第 1項に定める重大事態に該当するものとして、同年 5月18日に実施機関の附属機関である「名古屋市いじめ対策検討会議」に諮問され、13回の調査審議が行われた。本件事案に係る検討会議では、各委員の専門的見地から事実関係の調査が進められ、平成31年 4月 9日に検討会議から実施機関に対して答申がなされた。



(3) 令和元年 6月24日、生徒Aの遺族が市長に対し、いじめ防止法第30条第2項に基づき、市長による調査が行われるべきであるという要望書を提出した。当該要望を受け、市長は、本件事案について、同項に基づき、附属機関を設けて調査（以下「本件再調査」という。）を実施することとした。

(4) 同年10月 4日に名古屋市いじめ問題再調査委員会条例（令和元年条例第15号）が制定され、市長の附属機関である「名古屋市いじめ問題再調査委員会」が設置された。再調査委員会では、本件事案に係る検討会議が実施した調査結果を検証した上で、事実関係、いじめ行為の存否等について調査が行われ、令和 3年 7月30日に市長に対して報告書が提出された。

#### 4 本件各行政文書について

本件各行政文書は、いずれも本件事案に係る検討会議に関する文書である。

##### (1) 本件行政文書①について

本件事案に係る検討会議において、調査、検討を行うために使用された会議資料一式である。

実施機関は、本件処分①において、本件行政文書①の全体を非公開としており、本件情報①は、当該文書に記載された情報全てである。

##### (2) 本件行政文書②について

上記 3(2) のとおり、本件事案に係る検討会議からの答申を受け、実施機関が平成31年 4月12日付けで作成した報告書である。本件事案に関して、事案の概要、認定された事実、学校等の対応、自死に至る要因と経緯等が記載されている。

実施機関は、本件処分②において、処分時点で既に公表していた情報以外の部分を非公開としており、本件情報②は、本件事案に係る検討会議の調査に関する詳細な情報である。

##### (3) 本件行政文書③について

本件事案に係る検討会議の議事録である。会議日時、開催場所、出席者の氏名、議題、報告事項、公開非公開の別並びに発言者の氏名及び発言内容が記載されている。

本件情報③は、これらの情報のうち、発言者の氏名及び発言内容である。

#### 5 争点①について

(1) 条例第 7条第 1項第 5号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に

支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①から③は、上記 4(1) から (3) のとおり、本件事案に係る検討会議において使用された資料並びに当該会議に関する報告書及び議事録に記載されている情報であり、本市の事務事業に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件情報①から③を公にすることにより、当該事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて検討する。

ア 本件情報①及び②について

(ア) 名古屋市いじめ防止基本方針（平成26年 9月策定。以下「基本方針」という。）では、「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとし、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けた強い決意で取り組み、子どもの健全育成及びいじめを許さない子ども社会の実現を目指す」という理念の下、策定されたものである。

また、本件事案は、上記 3(2) のとおり、いじめの重大事態に該当するとして、検討会議での調査が行われたものである。

基本方針によると、いじめの重大事態の調査の目的は、公平性・中立性を確保し、いじめを受けた被害児童・生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明することと、教育委員会及び学校の対応を検証して同種の事案の再発防止につなげることでありとされている。

(イ) 上記(ア)の理念及び目的に鑑みると、本件事案の調査は、関係者及び関係機関との連携の下、公平性・中立性を確保し、事実の解明及び再発防止を目指すものであるといえる。

(ウ) さらに、上記 3(3) 及び(4) のとおり、本件事案は、再調査が行われている。本件再調査委員会の設置が正式に決定し調査が開始された時期は、本件各処分以降ではあるものの、実施機関によると、本件処分時点においても、本件再調査が実施される蓋然性が高かったとのことである。

当審査会が事務局をして、実施機関への確認及び本件処分時点における本件事案に係る報道等を確認したところ、実施機関の説明に不自然な点は認められなかった。

(エ) 本件事案が、いじめ重大事案として調査が行われていたこと及び広く報道され世間の耳目を集めていたこと等に鑑みると、本件情報①及び②を公にすることにより、本件事案に係る調査の手法及び結果に対する批判等の意見が、本件再調査委員会の委員をはじめとする関係者及び関係機関（以下「本件関係者等」という。）に寄せられる可能性がある。

その結果、本件再調査委員会の委員に対する圧力や干渉が生じるおそれや本件関係者等との信頼関係が損なわれるおそれがあることは否定できない。

(カ) しかしながら、本件情報②のうち本件事案に係る検討会議の開催経過の内容を記載した部分（以下「開催経過欄」という。）については、当該会議の各回の検討内容の概要が記載されているに過ぎない。

(キ) したがって、本件情報①及び②のうち開催経過欄を除く部分については、本件各処分以降に本件再調査が実施される蓋然性が高く、引き続き本件関係者等との連携を図る必要がある中で、当該情報を公にすることにより、上記(エ)のとおり、本件再調査の公正又は適正な遂行に支障があると判断したとする実施機関の主張に不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

#### イ 本件情報③について

(ア) 上記ア(エ)のとおり、本件事案を取り巻いていた状況に鑑みると、本件情報③を公にすることにより、本件再調査委員会の委員に対する圧力や干渉等が生じるおそれは否定できない。

(イ) さらに、本件事案に係る検討会議は、非公開で実施されており、公開を予定していない場での具体的な発言内容を公にすることにより、本市と検討会議の委員との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(ウ) その結果、本件再調査委員会や今後行われる同種の会議において、公開されることを前提とした形式的な意見しか得られず、当該会議における率直な意見交換の妨げとなるおそれがあると認められる。

(エ) したがって、本件情報③を公にすることにより、本件再調査委員会や今後行われる同種の会議の公正又は適正な遂行に支障が生じるとする実施機関の主張に不合理な点があるとは認められず、これを覆す特

段の事情も認められない。

- (4) 以上のことから、開催経過欄を除く本件情報①から③は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

## 6 争点②及び③について

- (1) 本件情報①から③のうち開催経過欄を除く部分については、上記 5 のとおり、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当し、非公開とすることが妥当であると認められることから、重ねて判断しない。

また、開催経過欄について、実施機関に確認したところ、当該情報は、同項第 1 号には該当しないと判断しているとのことであつたため、同号については判断せず、同項第 4 号に該当するか否かを判断する。

- (2) 開催経過欄の条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

ア 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお率直な意見の交換が妨げられ、意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

イ 開催経過欄は、検討会議に係る情報であることから、本市における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

ウ しかしながら、開催経過欄は、上記 5(3) ア(オ) のとおり、本件事案に係る検討会議での検討内容の概要に過ぎず、公にすることにより、率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

エ 以上のことから、開催経過欄は、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するとは認められない。

- 7 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分 of 妥当性については、上記 5 及び 6 において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

- 8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 7 審査会の処理経過

## 1 調査審議までの経過

### (1) 審査請求①

年 月 日	内 容
令和元年 8月 5日	諮問書の受理
令和 3年 1月20日	弁明書の写しの受理
1月25日	反論意見書の受理

### (2) 審査請求②

年 月 日	内 容
令和元年 8月28日	諮問書の受理
令和 3年 6月 9日	弁明書の写しの受理
7月 5日	反論意見書の受理

## 2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 4年 1月28日 (第30回第 3小委員会)	調査審議
2月28日 (第31回第 3小委員会)	調査審議
3月25日 (第32回第 3小委員会)	調査審議
令和 5年 3月 1日	行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述の記録書の受理
4月17日 (第44回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日	調査審議
6月16日 (第46回第 3小委員会)	調査審議
7月14日 (第47回第 3小委員会)	調査審議

8月18日 (第48回第 3小委員会)	調査審議
9月15日 (第49回第 3小委員会)	調査審議
10月13日 (第50回第 3小委員会)	調査審議
11月 2日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人